

介護報酬改定について（全サービス共通）

業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

【業務継続計画未実施減算】 (新設)

施設・居住系サービス	所定単位数の3/100に相当する単位数を減算
その他のサービス	所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

【経過措置】

- 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害計画に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算は適用しない。
- 訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

【参考】 介護保険最新情報vol.1225 問164から166

高齢者虐待防止の推進

(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

【高齢者虐待防止未実施減算】 (新設)

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算されます。

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【参考】 介護保険最新情報vol.1225 問167から170

身体的拘束等の適正化

(減算規定は、短期入所系サービス、多機能系サービス)

【身体拘束廃止未実施減算】

所定単位数の1/100に相当する単位数を減算

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じていない場合

- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

【経過措置】 1年間の経過措置あり

介護職員の処遇改善

【介護職員等処遇改善加算】（新設）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を1本化し、令和6年6月から施行。

計画書・Q&A・通知等は、

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/2016.html>



を御確認ください。

介護輸送に係る法的取扱いについて

「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」が発出され、平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送における法的取扱いについて」が廃止され、下記のとおり取扱うこととなりました。

- ① 訪問介護事業者等が行う要介護者等の輸送については、道路運送法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱うものは、有償の運送には該当しないため許可は不要となります。
- ② 訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き、条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができます。
- ③ 通所系サービスの利用自体が有償であったとしても、当該事業所の運営者等が利用者の送迎のために付随した運送を行う場合、介護報酬以外の当該運送に特定した反対給付がなければ、許可又は登録は不要です。

例) 訪問介護の通院等乗降介助を算定する場合、道路運送法等による許可又は登録を求めていたが、今後は不要となります。

【参考】介護保険最新情報vol.1244